令和6年度 学校いじめ防止基本方針

(すべての子どもが被害者にも、加害者にも、傍観者にもならないために)

令和6年4月8日

日立市立水木小学校長 於曽能 弘樹

Ⅰ いじめの定義

いじめは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。」をいう。

(「いじめ防止対策推進法」平成25年6月28日公布)

2 基本的な考え方

- (1) いじめは絶対に許されない行為である。しかし、心身の発達が十分に遂げられていない児童にとっては、その成長の過程において、何らかの理由により、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る可能性がある。
- (2) いじめの撲滅を目指し、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応をしていく。
- (3) 児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、 集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりを進めていく。
- (4) 児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに成長できる魅力ある学校づくりをする。
- (5) 児童がいじめられていると感じていたら、いじめであると認識して守る。
- (6) 保護者や教育委員会(必要に応じて警察等)と連携して、早期解決に取り組む。

3 いじめの未然防止の取り組み

(1)心の教育の推進

- ・道徳や特別活動、人権教育を充実させ、「思いやりの心」を育み、「命の大切さ」について考え、議論させていきます。
- ・「話合い活動の充実」等により、自己肯定感を高めていきます。
- ・縦割り集団活動や奉仕活動を通して、好ましい人間関係づくりに取り組みます。
- ・「いじめO」に向けた取り組みを通して、いじめを自分のこととして考え、相手を思いやる心の育成に努めます。
- ・人権を尊重し、差別や偏見がないように努めます。

(2)教職員の意識の向上

- ・児童が学ぶ楽しさを感じられる授業、できる喜びを味わえる授業づくりに努めます。
- ・教職員は、いじめ防止、早期発見、解決策等についての研修を深めます。

(3) 保護者・地域との連携

- ・学校だよりや生徒指導だより、ホームページ等により、学校の様子を家庭や地域に発信し、各家庭や地域からも情報を収集し、情報の共有化に努めます。
- ・個別面談や学年・学級懇談、電話連絡など、保護者と話し合う機会を設けます。
- ・保護者・地域との連携をより深めていくために、それぞれの役割を考えていきます。

4 いじめ早期発見・早期対応・早期解決への取り組み

(1)早期発見

- ・「いじめ発見のための観察のポイント」を活用して、早期発見に努めます。
- ・スクールカウンセラーや教育相談員との連携を密にし、情報の共有をします。
- ・教職員全員による定期的な会議(毎週)を開き、児童に関する情報を収集し、共通理解を図ります。

- ・児童や保護者が相談しやすい雰囲気作りに努め、早期発見に努めます。
- ・いじめ調査(月1回)や個別面談を定期的に行い、早期発見に努めます。
- ・「水木っ子相談室」(オンライン相談室)を設置し、心身の悩みの早期発見に努めます。
- ・WEBQUを実施し、結果を分析し、児童の実態把握に努めます。
- ・地域からの情報を積極的に聞き、早期発見に努めます。

(2)発見時の対応

- ・いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、 組織として対応します。(学校長に報告 ⇒ 組織的対応)
 - (1) いじめを発見し、通報を受けたら、早急に校長に報告します。
 - ②「いじめ・不登校対策委員会」を開き、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議します。
- ③ 市教育委員会へ連絡し、連携を図ります。

(3) 早期解決へ向けての取り組み

- ① 対応チームを組織し、指導方針の確認、役割を分担して迅速に対応します。
- ② 全教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや相談員、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで対応に取り組みます。
- ③ いじめられている児童の安全確保と心のケアに努めます。
- ④ 加害者が特定できたら、個別に指導していじめの非に気付かせます。
- (5) ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行います。
- ⑥ 再発防止に取り組みます。
- ⑦ 解消しても、継続して観察します。(解消とは3か月止んでいる等)

(4)関係機関との連携

- ・「重大事態」と判断した場合は、速やかに教育委員会へ報告をし、連携します。
- ・いじめ対策推進法の趣旨を理解し、関係機関と連携を図ります。
- ・事案によっては、警察・児童相談所と連携します。

いじめの「重大事態」

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(自殺を企図した場合等)
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安)
 - ※児童や保護者から、「いじめられて重大事態に至った」との申し立てがあったときを含む。

5 いじめ問題に取り組む体制の整備

- (1)「いじめ防止対策委員会」の設置
 - ・いじめに関する情報の収集と共有、確認、対策の方針を立てます。
 - ・いじめの事案があったときには、当該担任を加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議し、今後の指導方針を立て、解決に向けた取り組みを素早く実行します。
- (2) いじめアンケートの実施や相談体制の充実
 - ・月1回のアンケートを実施し、早期に児童の悩みの状況を把握し、対応します。
 - ・スクールカウンセラーや教育相談員と連携し、校内の相談体制の充実を図ります。

早期発見・早期解決にご協力ください。

◎何か気になることがありましたら、水木小学校までご連絡をお願いします。

日立市立水木小学校 0294-52-3129